

川崎市職員厚生会バナー広告掲載要領

制定 平成26年2月1日

(目的)

第1条 この要領は、川崎市職員厚生会（以下厚生会）が管理するホームページ（以下 HP）のトップページへの広告掲載を適正に行うため、広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類・規格等)

第2条 広告の種類、掲載位置、掲載枠数、規格等は次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告の種類 : バナー広告
- (2) 広告の掲載位置 : 厚生会トップページの所定の位置
- (3) 掲載枠数 : 5枠程度（1団体1枠まで）
- (4) 規格（サイズ） : 縦60ピクセル×横120ピクセル
（拡張子） : jpg、bmp、gif、png のいずれか
（容量） : 10KB 以内

(広告の掲載基準)

第3条 前条に規定するバナー広告は、広告主の指定する HP にリンクする機能を有するものをいい、バナー広告及びリンク先の HP の内容については、厚生会と結んでいる契約等に対する周知を目的とするものを原則とする。広告は品位を損なうおそれのないもので、以下に該当しないことを条件とする。なお、広告の表示期間中に以下に該当するに至った場合は、広告の掲載を取消すものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
- (6) 個人又は団体の意見広告
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (10) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (11) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (12) 第三者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (13) 前各号に掲げるものの他、掲載する広告として妥当でないと厚生会が認めるもの

2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、掲載することができない。なお、広告の表示期間中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

第1項の規定により風俗営業と規定されている業種

- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (4) 未成年への販売利用等が制限されているもの（たばこ、酒類、ギャンブル等）
- (5) 医療、医薬品、化粧品等の広告で医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）等に抵触するもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 消費者金融
- (8) 債権の取立て、示談の引受け等を業とするもの
- (9) 商品先物取引に関するもの
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 興信所、探偵事務所
- (12) 結婚相談、交際紹介等を業とするもの
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (15) 法令等に基づく必要な許可を受けることなく業を行うもの
- (16) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (18) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (19) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- (20) その他広告として掲載することが不相当であると認められるもの

（広告の掲載期間）

第4条 広告を掲載する期間は、月初から月末までの1か月単位とする。ただし、1か月を超える期間の広告掲載の申込みがあった場合は、その期間を掲載期間とするが、年度単位での契約とする時は、最大で12か月とする。

2 広告掲載開始日又は広告掲載終了が休日の場合は以下の通りとする。

- (1) 開始日が休日の時：休日の翌営業日から掲載
- (2) 終了日が休日の時：休日の前営業日まで掲載

（広告の募集方法）

第5条 広告の募集方法は、以下の通りとする。

- (1) 現在、厚生会と契約を結んでいる団体等に対して、口頭や申込書等を添付した案内文書で通知を行う。
- (2) 厚生会 HP トップページに広告募集ボタンを作成し、募集要項のリンクページを掲示することにおいて公募する。
- (3) 広告の掲載を希望する者は、川崎市職員厚生会ホームページバナー広告掲載申込書により

厚生会に申込を行う。

- (4) 厚生会は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告の決定方法)

第6条 厚生会は、前条の規定による申込みがあった場合は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。応募者多数の場合は、掲載希望月の総数が多いものを優先することができるが、優劣の判断がつかない場合は抽選とする。

- 2 厚生会は前項の規定により厚生会トップページへの広告の掲載又は不掲載を決定したときは、川崎市職員厚生会ホームページバナー広告掲載承認又は不承認通知書により当該申込者に通知する。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠あたり月額2,000円(税込)とする。

- 2 広告主は、前項の規定による広告掲載料(掲載期間分)を、厚生会が指定した日までに、原則として一括で前納するものとする。

(広告原稿の作成)

第8条 広告主は、原則として広告掲載開始月の前月20日までに、広告原稿を電子メール又は電子記録媒体により厚生会に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 厚生会は、提出された広告原稿の内容が第2条、第3条及び第11条に違反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の掲載方法)

第9条 広告主からの原稿の提出を受け、厚生会はHPのトップページに、広告主が提供するバナー広告を掲載し、バナー広告のクリックによって広告主が用意したページにリンクするものとする。

(広告原稿及びリンク先の変更)

第10条 広告主は、広告原稿及び広告のリンク先を変更する場合あるいは厚生会から修正を求められた場合は、変更しようとする月の前月20日までに、修正原稿及び川崎市職員厚生会ホームページバナー広告掲載内容等の変更届出書を厚生会に提出するものとする。

(広告の禁止表現)

第11条 以下に該当する禁止表現を用いた場合は、その広告は掲載せず、当該広告主に対して理由を付して、その旨を通知するものとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの。
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。
- (3) 実際には機能しないもの(存在しないURLを指定)

- (4) その他広告の表現として適当でないと厚生会が認めるもの。

(広告掲載の取消)

第12条 厚生会は、以下に該当する場合には、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告媒体ごとに厚生会が別途定めた日までに広告原稿が提出されないとき。
- (2) 広告媒体ごとに厚生会が別途定めた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (3) 広告主に対する修正依頼後も、第2条、第3条及び第11条に反すると判断したとき。
- (4) 広告主又はその関係者が法令に違反したとき。
- (5) 広告主又はその関係者が厚生会及び関連団体の信用を傷つけたとき又はそのおそれがあるとき。
- (6) 広告主が公権力の処分を受けたとき。
- (7) 広告主の財政状態が悪化したと厚生会が認めたとき。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。その際は、書面により厚生会にその旨を通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第14条 厚生会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、その日数に応じて、第7条の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、第4条の規定に記載の休日の関係による不掲載期間に関しては、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる理由により、厚生会がHPの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

- (1) 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力が発生した場合・
- (2) サーバー・インターネット回線等システム上の不具合。
- (3) 機器等の緊急メンテナンスを行う場合。

3 第12条の広告掲載を取り消した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は返還しない。

4 第13条の広告掲載の取り下げを受理した場合において、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取り下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

5 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を追うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為及びその他の不正な行為をしてはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告内容等の審査)

第16条 広告の内容及び広告主に関する審査については、この要綱に基づき厚生会が行い、広告掲載の可否を判断することとする。

(守秘義務)

第17条 厚生会および広告主は、広告掲載に関して知り得た相手方の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとする。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、厚生会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は平成26年2月1日から施行する。